

大磯町議会基本条例の概要

条例の重要項目	条文の概要	
①情報公開による透明性の確保 ・前文 ・第3条 ・第5条 ・第11条 ・第14条	前文	議会は町民の代表機関、町政の立案・決定・監視、町民と協働のまちづくりの推進、議会活動の説明責任を果たす公正で透明、開かれた議会を構築する 本条例の議会運営のルールを遵守・実践し、町民から信頼され存在感のある豊かな議会を築くため不断努力
	第1条 (目的)	開かれた議会で議事機関としての役割を果たす、町民の福祉の向上と豊かなまちづくりの実現に寄与
	第2条 (議会の使命)	町政の監視、政策立案の決定・推進
②町民参加と協働 ・前文 ・第3条 ・第5条 ・第10条	第3条 (議会の活動原則)	町民を代表する議事機関、透明性等を重んじた開かれた議会、町民参加と協働
	第4条 (議員の責務)	自由な討論の推進、町民要望等の的確な把握、能力を高め町民の代表としての活動
	第5条 (町民と議会の関係)	本会議等の公開、情報の公開・提供、一般会議、請願・陳情は政策提案、議会報告会
	第6条 (町長と議会及び議員の関係)	質疑応答は論点・争点を明確にする一問一答方式、町長等反問権
③議員間の自由討議と反問権 ・第4条 ・第6条 ・第9条	第7条 (重要政策の審議等)	町長等は重要な政策提案前に政策決定過程から将来コストなど7項目の情報提供
	第8条 (議会の議決事件)	まちづくり基本計画、町出資する法人出資
	第9条 (議会における自由討議の拡大)	議会は言論の府であることを認識し、議員間の十分な討議による議会意思の決定等
	第10条 (議会の組織)	迅速・柔軟な委員会設置、参考人・公聴会制度の活用
	第11条 (政務活動費)	政務活動費を有効に活用、使途基準に従い適正に執行、使途の説明責任
	第12条 (議会事務局の体制整備等)	議会又は議員の政策形成支援、町長等は財政・情報提供措置
④政策形成能力の向上 ・第2条 ・第5条 ・第7条 ・第8条 ・第9条 ・第13条	第13条 (議員の研修等)	議員の研修・政策研究を充実
	第14条 (議会広報の充実)	議会独自の視点から情報公開
	第15条 (議員の政治倫理)	町民の代表者として倫理性を自覚、町民の疑惑を招かない行動
	第16条 (この条例の性格等)	議会運営に関する最高規範、不断に見直し必要な措置
	附則	平成21年11月1日から施行
	附則	平成25年3月1日から施行